

金利引下げで子育てを応援！

令和5年度補正予算における制度拡充

金利引下げ幅を拡充！

【フラット35】子育てプラス（仮称）

WEB勉強会のご案内

住宅金融支援機構では、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）における、少子化対策の推進施策の一環として、令和5年度補正予算において、全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】に関し、子育て世帯または若年夫婦世帯に対し、子どもの人数等に応じて金利を引下げる「【フラット35】子育てプラス」（仮称）を開始する予定です。

この制度拡充は、令和5年度補正予算が成立した場合に、機構がホームページでお知らせする日の資金受取分から適用いたします。

つきましては、以下のとおり、今般の制度改正内容や【フラット35】の基礎知識等について、WEB勉強会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

○説明内容（第1部、第2部のいずれかのご参加も可能です。）

《第1部》

新たな金利引下げ制度「【フラット35】子育てプラス」（仮称）について

《第2部》

【フラット35】の基礎知識、活用ポイントについて

○開催日時（各回とも同内容。1時間半程度）

令和5年11月24日（金）、12月4日（月）、21日（木）

- ・第1部 10:00～10:40
- ・休憩 10:40～10:50
- ・第2部 10:50～11:30

※第2部のみ参加の方は休憩時間中にWEBミーティングへご参加下さい。

※1月以降の開催の日程は追ってご案内いたします。



〈勉強会の申込み方法等〉

- ・メールにて以下の事項を入力し、各回開催の2日前までに chugoku-chiikieigyou@jhf.go.jp あてにお申込みください。
 - ①貴社名 ②連絡先電話番号 ③参加希望日 ④当日の参加予定人数
 - ⑤受講区分（第1部のみ・第2部のみ・どちらも受講する）
- ・勉強会は、「Webex」を利用しますので、利用できるPC環境をご準備いただく必要があります。
- ・「Webex」のインストール方法、接続方法、ミーティング番号、パスワード等については、送信いただいたメールアドレスあてにご案内いたします。

【照会先】 住宅金融支援機構 中国支店 地域連携グループ（受付時間：平日9:00～17:00）
 担当： 矢野、木口 TEL：082-221-8654
 携帯電話：080-4576-4137（矢野）、090-9469-1125（木口）